

ドイツにおける高齢犯罪者の現状と対応

古 川 隆 司

The Problems about the elderly offenders in Germany

Takashi FURUKAWA

要 旨

日本の経験からみると，高齢者の犯罪への対応は，各国において刑事政策のみならず社会福祉と共通の課題となっている。本論は，先行研究および統計資料をもとにドイツの刑事政策についてレビューし，社会福祉との接点について示唆を得ることを目的とした。ドイツの場合，高齢者犯罪が量的に少なく，裁判までの段階でも，刑事処分を受けた場合でも特別の配慮がなされている。以上からドイツでは，刑事政策に加えて，社会政策や民間組織が連携して社会復帰に取り組んでいることが示唆された。

キーワード：高齢犯罪者，刑事政策，ソーシャルワーク，特別の配慮

はじめに

人口の高齢化に比例して犯罪人口の高齢化が進むという日本の経験は、刑事政策による対応に多くの課題を突き付けている。たとえば、累犯化して社会的孤立にある者も多く、刑事処分を受ける度に人間関係・仕事・財産などを失っていくという負のスパイラルに陥ってしまう。ところで、高齢化人口の比率で大差のないドイツの場合、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は相当低く、刑事施設の被収容者・保護観察の対象者が少ない（法務省法務総合研究所2008a・2008b、浜井2011）。

日本は刑事政策や社会福祉・社会保障など幅広い政策領域で、ドイツの法制度を大いに参考としてきた。たとえば1996年に創設された介護保険制度は日本の制度設計に大きな影響を与えた。高齢犯罪者を特集した平成20年版犯罪白書は諸外国における動向の一つとしてドイツを取り上げ、その特徴として、①起訴猶予などの配慮、②裁判段階の量刑への配慮、③矯正における特別なプログラム、④年齢に配慮した更生保護プログラムや保護観察官（Bewährungshelfer）による継続的な指導、および⑤社会福祉サービスとの連携があげられている（法務省法務総合研究所2008a）。とくに更生保護では、州や特別区ごとで違いはあるが、刑事処分後の社会復帰を支援する以外に、検察に所属して裁判段階での調査を担う裁判補助官（Gerichtshelfer）や検察から独立して社会サービスの調整を行う他、少年裁判所に所属して非行少年等の社会福祉サービスや指導を行っている。また基本的にソーシャルワーカー（Sozialarbeiter）として更生保護に携わっている（CEP2009）。近年更生保護領域でも社会福祉職が勤務するようになった日本において、高齢犯罪者の社会復帰ではまだ部分的ながら、ドイツとの比較を検討していく意義があると考えられる。また斎藤は厚生労働科研において刑事訴訟の立場から、未決拘禁の短縮や回避を目的とする社会的援助について、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の立法と実践例にもとづいて日本での可能性を提起している（斎藤2012）。

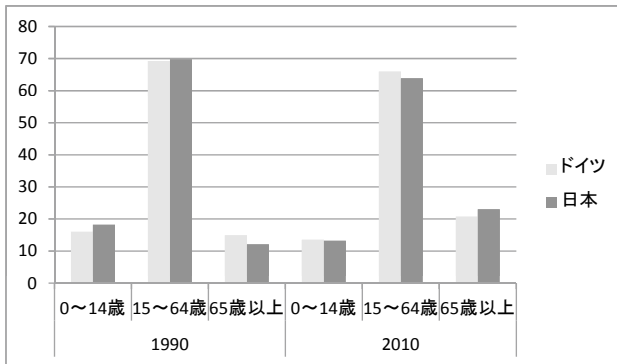
そこで本論は、ドイツでの高齢犯罪者の処遇について文献等によるレビューを通した現状の概観と特徴の把握を目的とする。また刑事政策とくに更生保護と社会福祉の関係に注目して制度や実践についてレビュー、日本への示唆を得ることとする。なお社会福祉については、年金保険・医療および介護保険など社会保障制度と社会参加を支援する対人援助サービス（ソーシャルワーク）とについて概観する。なお（2）では更生保護における社会福祉や実践に携わる人びとの役割等を、（3）では社会福祉において刑事政策での実践の状況を扱うこととする。

1. 高齢犯罪者の現状

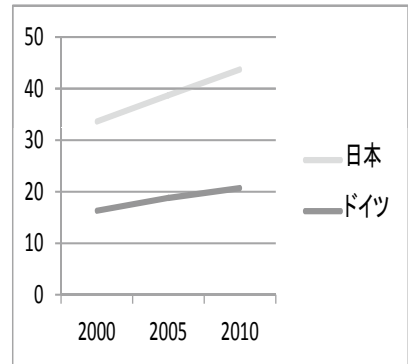
(1) 人口高齢化の状況

ドイツは総人口約8200万人で、人口規模では日本より少ない。だが人口構成をみると少子化と高齢化による生産年齢人口の減少は同様である(図1)。また高齢化率の推移も同様である(図2)。

図1 3区分人口構成の推移



図表2 高齢化率の推移



※EU population structure and ageing Year Book 2012及び総務省資料より作成

(2) 高齢犯罪者の動向

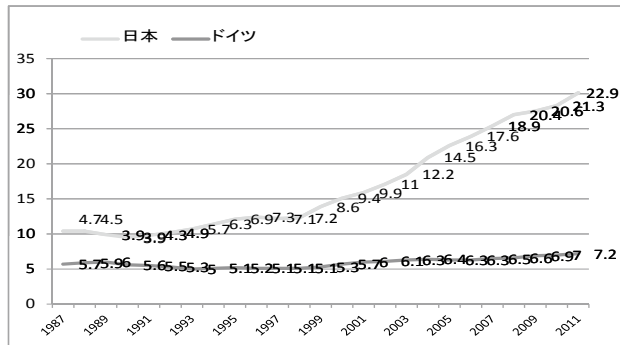
まずドイツの刑事司法統計では60歳以上が高齢者として扱われている。1987年以前は日本の刑事司法統計の年齢区分も成人では10歳刻みであったが、日本と対比させる場合、ドイツに揃えて刑事司法統計のうち60歳以上の数値を用いていることを断わっておく。

まず、刑法犯罪による全検挙人員に占める60歳以上の者の割合をみると、おおむねひと桁台を推移している。日本の刑法犯検挙人員の統計と対比してみると、日本では刑法犯検挙者のうち60歳以上の者の割合の増加が顕著であることがみてとれ、日本の状況が一般的でないことを示唆している(図3)。これについてLietzは、身体的健康や教育程度・経済的要素などの要素と、高齢者の自身に対する認知的な要素が高齢期の犯罪につながると分析する(Lietz1992)。ただし統計数値が60歳以上であるため、これらの要素については戦前に生まれた世代と、戦後のベビーブーム世代とは区別して検討しなければならない。後者のおかれた社会的状況は、日本の同世代すなわち団塊の世代、いいかえれば今後65歳以上となっていく者による犯罪を考察する上で示唆的である¹⁾。ただし本論ではこれらに関する分析と考察は行わない。

なお年齢階層別検挙人員の比率は過去5年で大きな変動はなく、犯罪人口の多くが30～40歳代であることがわかる(図4)。日本では若年者の比率低下と高齢者の比率増加によって全体が高齢化している²⁾。また60歳以上被疑者の動向をを性別でみると、男性被疑者の増加が顕著である(図

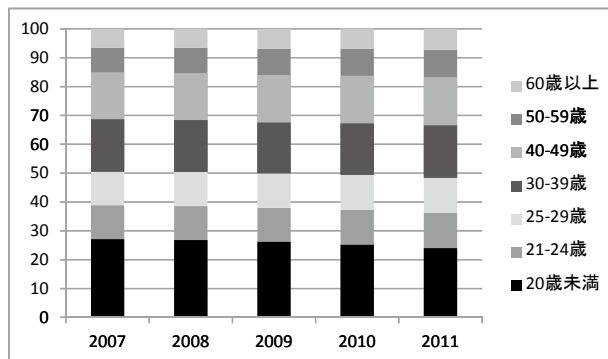
5)。これについてLachmundは、1990年ドイツの再統一など大きな社会変動が男性へ与えた影響を指摘する（Lachmund2011）。

図3 60歳以上の刑法犯検挙人員に占める割合の推移（単位：％）



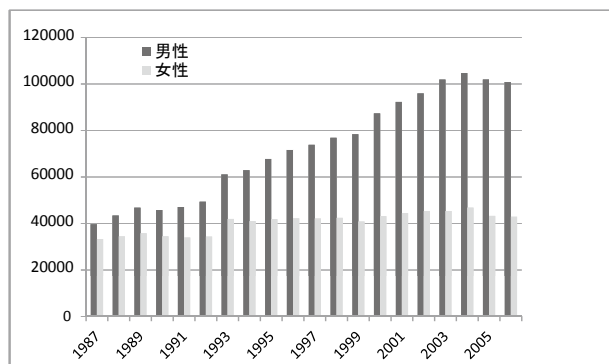
※BKA Polizeiliche Kriminalstatistik(各年次版) 及び警察庁資料より作成

図4 年齢階層別検挙人員比率の推移（単位：％）



※BKA Polizeiliche Kriminalstatistik(各年次版)より作成

図5 60歳以上被疑者性別の推移（単位：人）

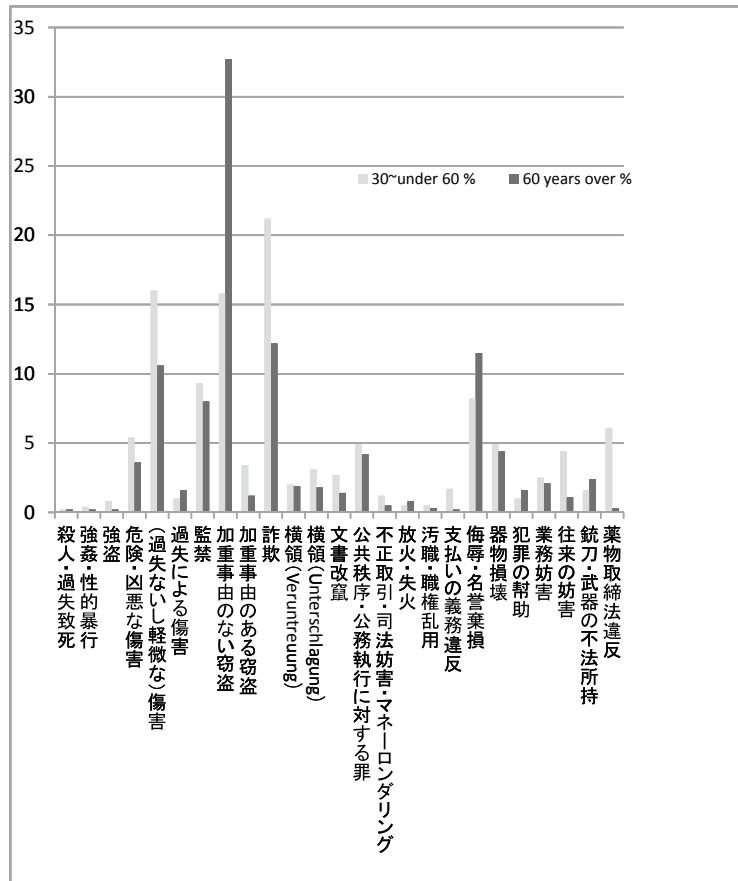


※BKA Polizeiliche Kriminalstatistik(各年次版)より作成

（３）罪種別の動向

2006年における罪種別の検挙比率を30歳以下と60歳以上でみると、図6の通りである。60歳以上で多い罪種は、加重事由のない（単純）窃盗、詐欺、過失ないし軽微な傷害、侮辱・名誉棄損、の順である。日本同様、窃盗や詐欺等財産犯が目立つが、法務省法務総合研究所によるミュンヘン検察庁への調査では、住居侵入などを伴わない万引きが多いこと、いわゆる無銭飲食等であるとのことである（法務省法務総合研究所2008b）。凶悪犯である殺人・強盗・強姦や性的暴行・監禁等について件数は多くないものの、たとえば児童に対する性的虐待の他介護疲れによるケースがある（法務省法務総合研究所2008c）。また、過失ないし軽微な傷害・侮辱や名誉棄損について、研究所によるミュンヘン検察庁への調査では、公共の場におけるトラブルはまれで、多くが家庭内における高齢者同士のけんかであるとのことであった。

図6 罪種別検挙数の年齢階級別比較



※Lachmund (2011) より作成（罪名は仮訳）。

2. 刑事政策および社会福祉

(1) 検察および裁判段階

ドイツ刑法典では、特別な個人の特性にもとづいて量刑を考慮することが定めている（14, 28条）。また執行猶予の認められる状況の一つとして、民法に基づく制度・社会サービスなどで罪に対する処遇が可能な場合を定めている（68条a7項）。

なお刑事訴訟法では十分な根拠がある場合は全ての被疑者の起訴が義務付けられ（152条2項）、警察からの送致段階で微罪処分に当たる対応はない。ただし軽微な犯罪については不起訴処分とされる（153条1項）。高齢被疑者の場合、多くが万引きなど軽微な財産犯として不起訴処分になることが多い。法務省法務総合研究所の聞き取り調査によると、各地方検察局での基準が別途設けられているとのことである（法務省法務総合研究所2008b）。また条件付き起訴猶予が設けられており、被疑者に一定の賦課・遵守事項を課し、この事項が履行されるときには公訴しない（153条a1項）。

裁判の段階について、60歳以上の者の量刑に関する統計資料は管見の限り見つからなかった。しかし、量刑の段階でも保護観察付あるいは執行猶予の付いた判決がなされる等、配慮が行われている。ここでは日本の家庭裁判所調査官にあたるソーシャルワーカーが検察官とは別の観点から被疑者・被告人となった高齢者の社会環境調査を行い、その結果が審理の参考とされる。

(2) 矯正段階

2006年における矯正施設の被収容者の年齢階層別構成を日本の統計と比較した（表1）。両国で年齢区分が異なり、かつ刑事政策の違いから単純に比較できないことをまず断ておくが、被収容者の年齢階層別構成はおおむね同じ傾向であることが分かる。ただし男女比をみるとドイツ

表1 刑事施設被収容者の年齢階層別構成（2006年）

年齢階層	ドイツ				年齢階層	日本	
	成人矯正施設		少年矯正施設			男性	女性
	男性	女性	男性	女性			
14-18歳			741	39	16・17歳	2	
18-21歳	204	22	3203	137	18・19歳	36	1
21-30歳	17635	832	2741	128	20-29歳	12162	720
30-40歳	17797	999			30-40歳	19315	1388
40-50歳	11952	766			40-50歳	14375	973
50-59歳	4821	338			50-59歳	5621	384
60-69歳	1803	115			60-69歳	2710	211
70歳以上					70歳以上	707	89

※Lachmund(2011)及び矯正統計年報(平成18年度)より作成

の方が女性の被収容者がやや多いようである。

Legatは、高齢者のうち一般施策で対応や調整が困難な場合、多くは加齢による困難（たとえば要介護や精神疾患等）のある場合に刑事施設へ収容されると説明する。また高齢被収容者の処遇にあたっては、懲役労働、ヘルスケア及び栄養管理、余暇・休養に配慮がなされている他、特別な処遇に協力するグループとの調整を図ること、及び望ましい生活への適応支援を図っていくとされる（Legat2009：37）。

法務省法務総合研究所による調査では、バーデン・ヴェルテンブルク州司法省およびコンスタンツ刑務所ジンゲン刑務支所・シュターデルハイム刑務所への訪問調査を行っている（法務省法務総合研究所2008）。これによると、65歳以上については一般市民が労働の義務が免除されていることと同じ基準で懲役作業の義務がない。また、性犯罪者等を除くと、教育・職業訓練のプログラムを受ける義務もない。医療について、ジンゲン刑務支所では常駐の医師の診察のほか、必要な被収容者は週1回外部の医療機関で受診させている他、医療設備の整った刑務所への移送も行われている。なお健康保険制度は、刑事施設でも適用される。高齢の被収容者で介護を要する者はほとんどいないとのことである。だが、ドイツではナチスの戦争犯罪者については年齢に関わらず収監されているため、これらの被収容者がごく少数であるが該当する。また、基本的に高齢者は年金生活者であるため、被収容者も年金を受給されている（法務省法務総合研究所2008b）。

また、高齢者への処遇に協力するグループとは広い意味で刑事政策というシステムのサブシステムであり、運営や設立が公立・民間を問わず独自の目的を有しているものと解され、高齢犯罪者の処遇の一部を担っている。これらは、精神疾患や医療・介護サービスなどどのような状態で高齢被収容者が刑事施設で生活しているかによって組み合わせが異なっている。いいかえれば、刑事施設の処遇環境によって支援グループの編成が変わるということである。法務省法務総合研究所の調査結果を踏まえると、たとえば年金給付の受けられない者や刑期を満了した後身元引受人のない場合に、ソーシャルワーカーや地方自治体や民間組織と刑事施設が連携して社会復帰のための連携を行う等があたると考えられる。

（3）更生保護と社会福祉

ドイツの更生保護は日本と同様19世紀末から始まっている。また当初民間組織が釈放者の保護と社会復帰を支援する等の活動を担っていたが、公的な仕組みが整備されるのは第2次世界大戦後である。1969年の刑法改正によって、弾力的な仮釈放の導入等更生保護の質両面の拡充が図られた。また1975年の刑事訴訟法改正および同年の矯正法により、保護観察官（Benährugshelferin）と刑事施設のソーシャルワーカーによる社会復帰の指導が行われる事となる。1980年代に社会サービスの利用等を伴った今日の更生保護システムが形成される。

高齢犯罪者に注目しよう。起訴された高齢犯罪者や判決で執行猶予ないし保護観察に付され

た者が増加しているのに比例して、更生保護の対象となる高齢犯罪者も増加している。刑法典56条以下にもとづいて保護観察が行われているが、法務省法務総合研究所がバーデン・ヴェルテンブルク州で行った調査によると、同州の保護観察は公益有限会社に委託される等運営は州によって異なっている³⁾。保護観察の概要としては日本と同様、保護観察期間の面接や社会参加のプログラムを定期的実施している。多くの対象者は身元引受などがなく一人暮らしで孤立しがちであるため、保護観察官による対応に加え、日本の保護司にあたるボランティア職員(Bewährungshelfers)も処遇にあたっているとのことである(法務省法務総合研究所2008b)。また、民間組織による支援、ソーシャルワーカーによる支援を通じた社会復帰支援の他、被害者への贖罪・修復的司法にあたる弁済や関係再構築なども行われているようである。

社会福祉の観点からみると、大きくは訴追や裁判における代替策(ダイバージョン)、および更生保護など社会内処遇においてソーシャルワークとの連携がなされている。たとえば前述のように、起訴・裁判段階における身柄の調査や、刑事施設におけるソーシャルワーカーの釈放前環境調整と外部の社会サービスとの連携が図られている。そして、更生保護段階における保護司や民間支援組織等との関わりという点で、ソーシャルワーカーの果たす役割が刑事政策において確立していると考えられる。ことに刑事政策で実践を行うソーシャルワーカーの研修も定期的実施されている(DBH2012)

4. おわりに

ドイツでは、高齢者による犯罪と処遇および更生において、高齢という対象者の特性を刑事政策に反映させていることが明らかとなった。これは、早くから民法における成年後見制度の整備を進めていた事と同様、高齢化に対する法制度の見直しが図られてきたと評価することもできる⁴⁾また刑事処分において、刑事施設への収容等をできるだけ避けて罰金刑としている他、社会復帰が円滑となるよう裁判段階での社会環境調査が導入されている点は、日本と大きく異なる点である。ただし背景には、充実した老齢年金制度や健康保険など社会保障があること、及び刑事施設に収容されてもこれら制度が継続して適用されている等の違いがあり、オーストラリアを例に考察した際と同様「最善の刑事政策は最善の社会政策である」という言葉があてはまるように思われる。

また、ソーシャルワークの役割が刑事政策で明確に位置づけられている等、日本との差は大きい。逆にソーシャルワークの教育課程や実務者の研修・訓練等で、刑事政策との関係をどのように整理しているか等は、今後実地調査を踏まえた分析を要する課題となる。

本論では、高齢犯罪者に対する刑事政策の概観をとらえるところにとどまった。裁判段階での社会環境調整が審理でどの程度重視されているか、また検察と社会福祉との関係は、現在日本で

試行的に取り組まれている社会福祉との連携⁵⁾に対しても重要な知見となるであろう。さらに、更生保護と社会復帰支援において、官民の連携による保護観察の実際は日本と同様でありつつ保護司の活動実態や確保等については、実地調査を必要とする課題といえる。社会保障制度についても、ごく少数の要介護被收容者に対する介護サービスの提供と重症の認知症者に対する刑の執行停止等具体的な運用を含め、日本との比較が必要であるだろう。

なお本論は平成24年度科学研究費基盤研究(B)の交付を受けた研究の成果の一部である。

註 記

- 1) 浜井 (2009) および浜井 (2011) を参照のこと。
- 2) 古川 (2008) 他を参照のこと。
- 3) 本庄 (2005) は刑事施設民営化について、武内 (2008) は行刑改革全般について扱っているが、更生保護について国内の研究は管見の限り見当たらなかった。
- 4) 成年後見制度は、未成年者に対する後見と同様、一定の年齢に達した場合合法的権利の代理を行う仕組みである。日本では2000 (平成12) 年に改正民法で整備された。この民法改正にあたって、やはりドイツの法制度が参考にされた。
- 5) 平成21～23年度厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者の支援の研究」(研究代表者：田島良昭) では、研究成果をもとに検察との連携を提言し、2012 (平成24) 年度から長崎地検で試行されている。また最高検察庁でも全国の検察庁・支部で、検察段階で福祉的援護を要する被疑者の起訴について、社会福祉との連携を図るよう指示している。

参考文献・資料

- ・ 斎藤司 (2012) 「刑事訴訟法と人権保障の観点から見た刑事手続における触法高齢・障がい者の身体拘束の短縮や回避」日本犯罪学会第39回大会テーマセッションG「被疑者・被告となった触法高齢・障がい者への支援と処遇 (司法と福祉の連携)」資料
- ・ 武内謙治 (2008) 「ドイツにおける行刑改革」前野育三先生古希記念論文集刊行編集委員会『刑事政策学の体系』法律文化社、75-89 頁
- ・ 浜井浩一 (2009) 「高齢犯罪者の増加」老年社会科学 (31) 3, 397-412 頁。
- ・ 浜井浩一 (2011) 『実証的刑事政策論』岩波書店
- ・ 古川隆司 (2008) 「高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係、課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第5号、175-190 頁
- ・ 法務省法務総合研究所 (2008a) 「平成20年版犯罪白書」334-336 頁
- ・ 法務省法務総合研究所 (2008b) 「研究部資料55 ドイツにおける高齢犯罪者の実情と処遇」
- ・ 法務省法務総合研究所 (2008c) 「研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究」55-99 頁
- ・ 本庄 武 (2005) 「ドイツにおける刑事施設民営化の法的許容性」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第2号、55-69 頁
- ・ 村上淳一・守矢健一・ハンス＝ペーター・マルチュケ (2012) 『ドイツ法入門 (改訂第8版)』有斐閣
- ・ BKA (2012) Polizeiliche Kriminalstatistik 2011 (URL <http://pks2011zz.pdf>, 2012年11月1日取得)
- ・ CEP (The European Organization for Probation) Summary Information on Probation in Germany (<http://>

www.cepprobation.org/)

- ・ Christine Lachmund (2011) Der alte Straftäter, LIT
- ・ DBH (2012) Soziale Arbeit Strafrecht Kriminalpolitik Veranstaltungen 2012
- ・ Maria-Rebecca Legat (2008) Ältere Menschen und Sterbenskranke im Strafvollzug, Peter Lang
- ・ Tilman Lutz (2010) Soziale Arbeit im Kontrolldiskurs, VS Verlag für Sozialwissenschaften
- ・ ドイツ刑法典 (ウェブサイト <http://www.gesetze-im-internet.de/index.html>)
- ・ CEP ウェブサイト (www.cep-probation.org/)